

香川県広域水道企業団条例第14号

香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、香川県広域水道企業団の職員（以下「職員」という。）のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となったものは、企業長の面前において、規則で定める様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、企業長が定めることができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。